

寒河江市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市規則第10号

寒河江市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

寒河江市福祉事務所長委任規則（昭和48年市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第26号中「第77条第1項及び第3項」を「第77条第1項、第3項及び第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。